

## 要介護（要支援）認定者の介護度の変化状況

### 1 新型コロナウイルス感染症の影響による要介護認定有効期間延長措置の実施状況

#### (1) 有効期間延長措置の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る観点から、従来の要介護及び要支援認定の有効期間に、新たに12か月までの期間を合算できることとしたもの。

北広島市では、更新認定申請者のうち、状況に応じて6か月から12か月の期間を従来の有効期間に合算する措置を個別に実施した。

また、以下の期間中は原則、全ての更新申請者について一律的な延長措置を実施した。

《有効期間延長措置の一律的な実施期間》

- ①R2. 4. 16～R2. 7. 31
- ②R2. 11. 19～R3. 3. 31
- ③R3. 5. 14～R3. 7. 9
- ④R3. 8. 13～R3. 9. 30
- ⑤R4. 1. 25～R4. 3. 21

#### (2) 有効期間延長措置件数（同一人物に対する複数回の延長措置を含む）

（件数）

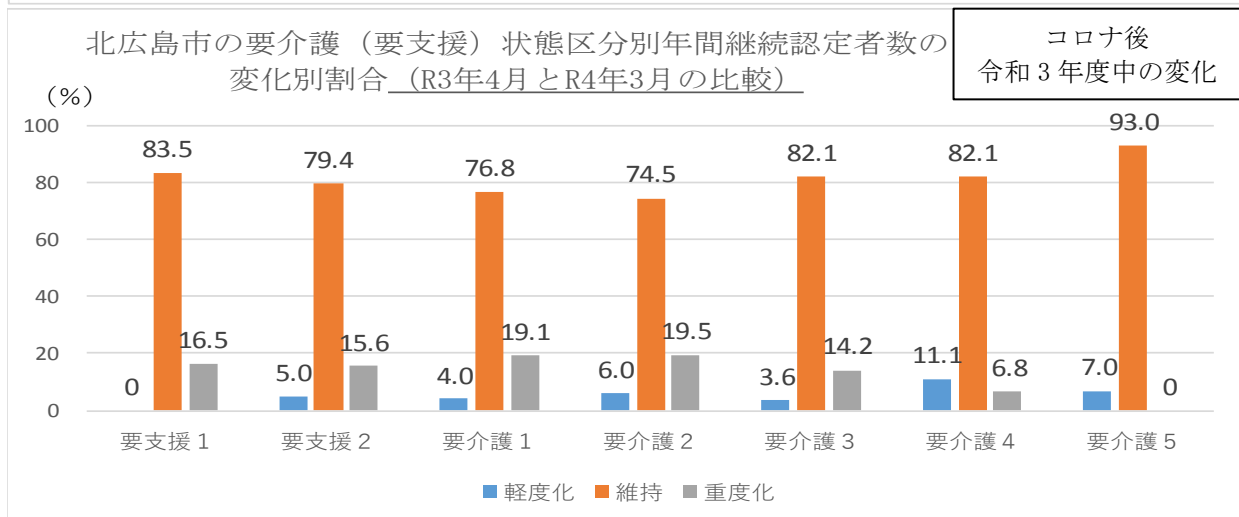
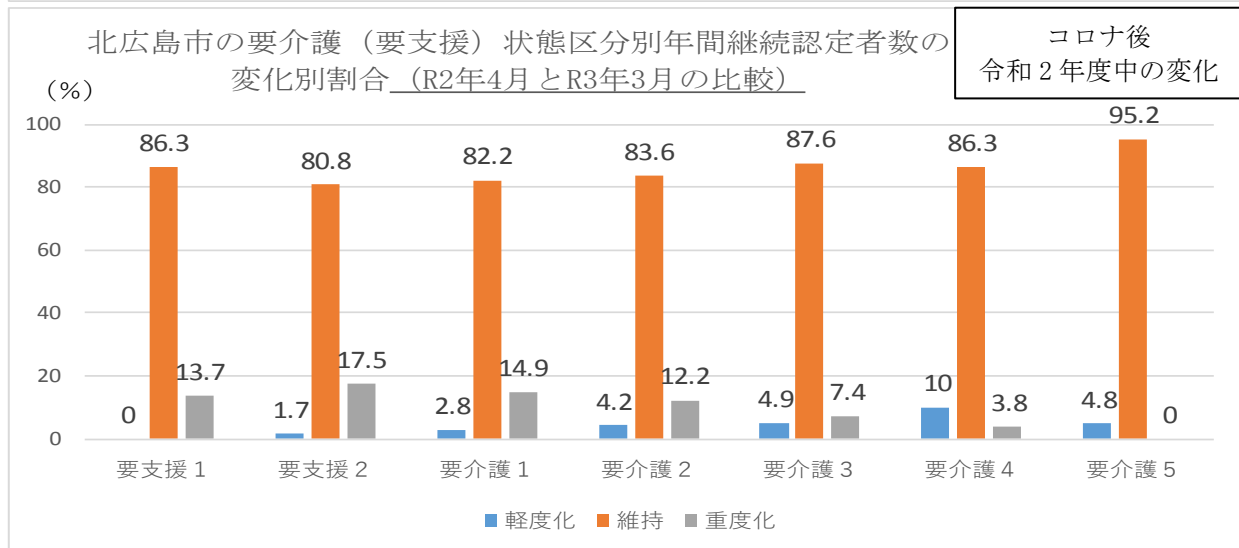
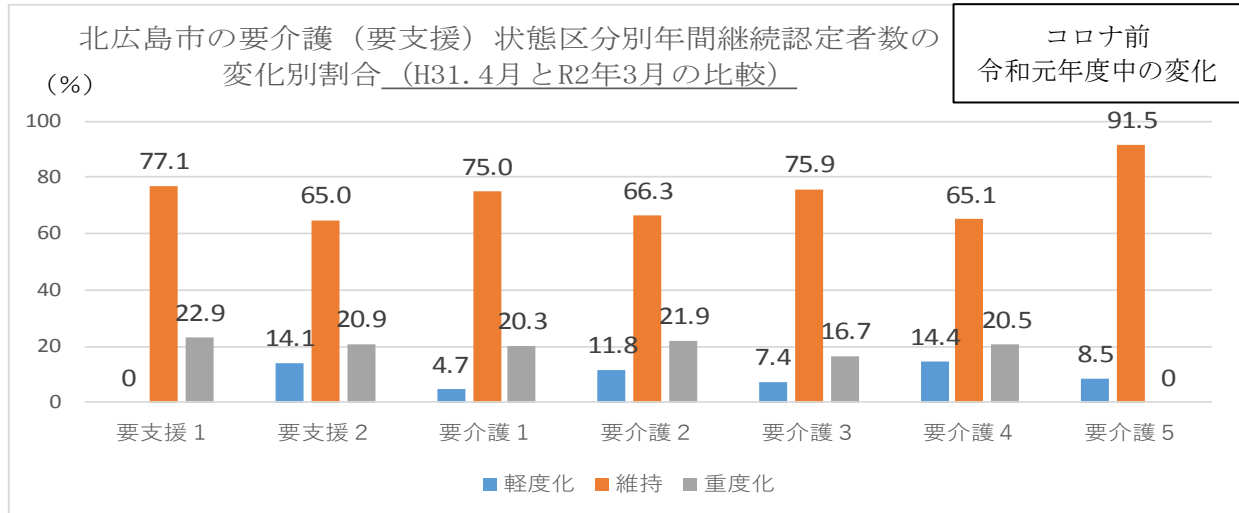
対象者の介護度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (12月末まで)
要支援1	126	160	13
要支援2	41	81	4
要介護1	315	340	49
要介護2	48	108	30
要介護3	60	101	16
要介護4	53	78	28
要介護5	29	52	23
合計	672	920	163
更新申請件数	1,208	1,740	1,605

#### (3) 有効期間延長措置の終了

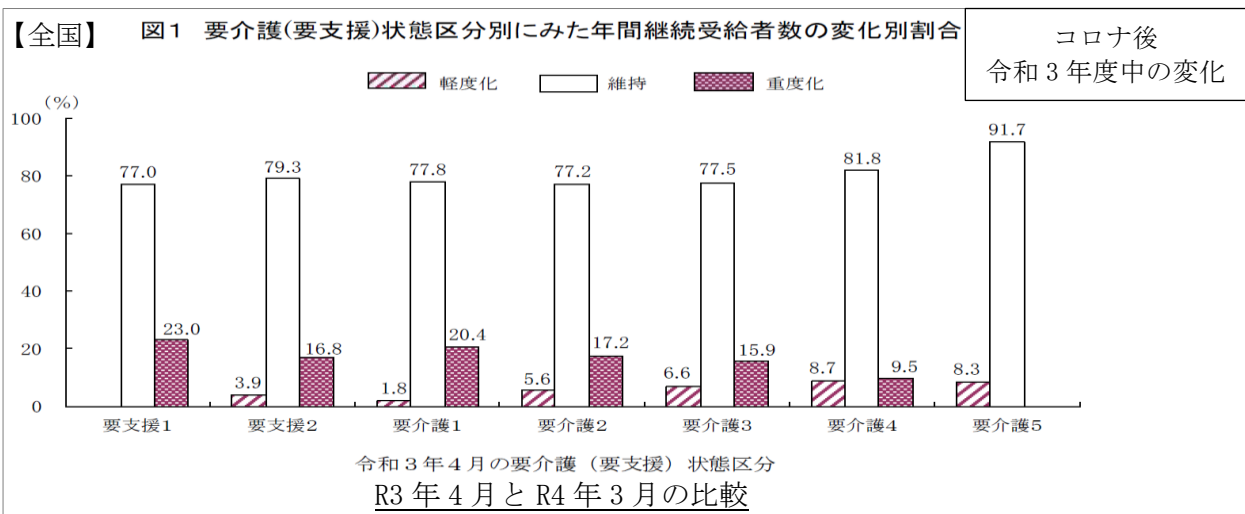
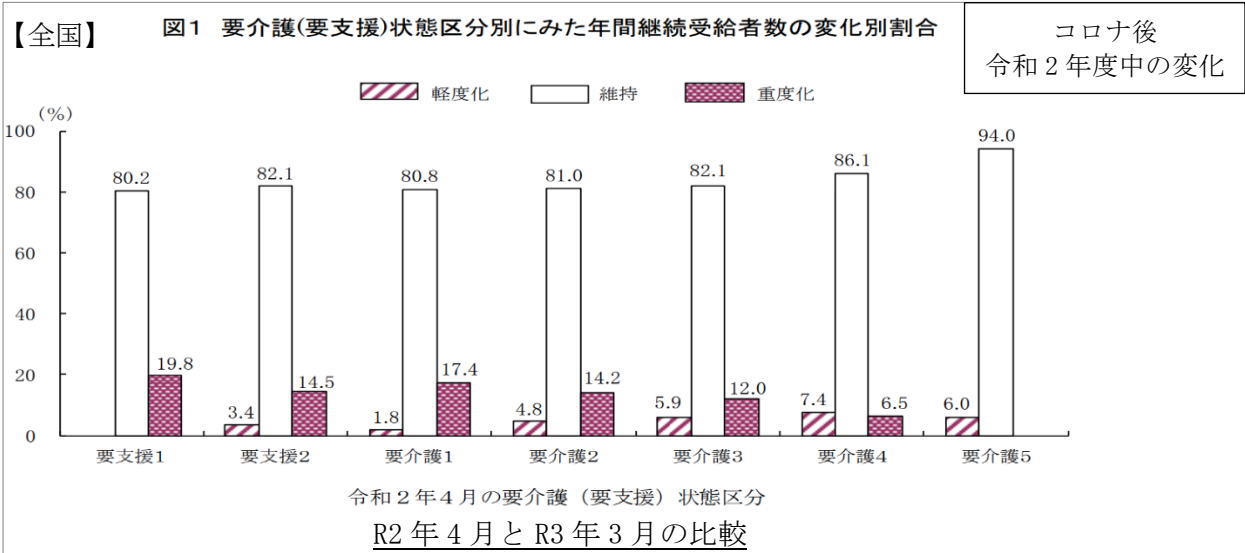
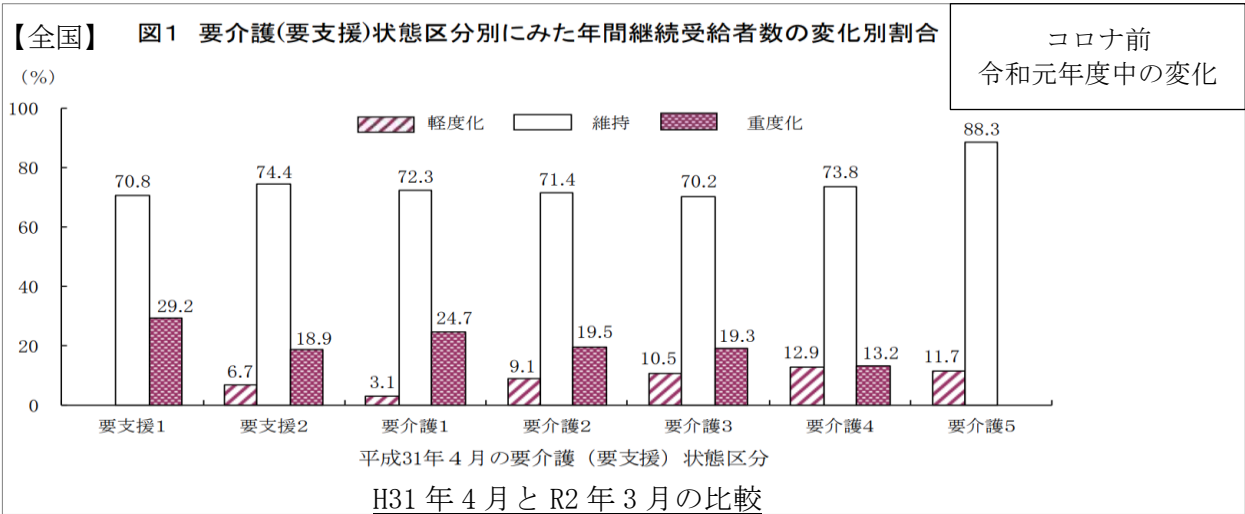
令和4年10月13日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の今後の取扱いについて」により、有効期間延長措置の対象者は、原則として、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限るとされた。

## 2 年間継続認定者の要介護度の変化状況（コロナ前後比較）

(1) 北広島市のコロナ前後の年間継続認定者の変化別割合を比較したところ、コロナ後の令和2年度中の変化別割合は全ての介護度において「維持」の割合が上昇し、令和3年度中の変化別割合においては、令和2年度より「維持」の割合が減少したものの、コロナ前よりも高い割合となっている。



(2) 全国の年間継続認定者の変化別割合も北広島市と同様に、コロナ後の令和2年度中の変化別割合は全ての介護度において「維持」の割合が上昇し、令和3年度中の変化別割合においても、「維持」の割合がコロナ前よりも高くなっている。



※全国における変化別割合は、介護予防サービス及び介護サービスを受給した者を基準として集計していることから、「年間継続受給者数」と表現されている。

(3) コロナ前後の年間継続認定者の変化別割合のうち、「重度化」の割合について比較したところ、コロナ後の令和2年度中の割合は減少したが、令和3年度中の割合は令和2年度中よりも上昇している。

なお、この傾向は全国と同様となっている。

また、令和3年度中の「重度化」の割合は、全体として国の割合より低くなっている。

【北広島市】 変化別割合うち、「重度化」の割合

(単位:%)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
令和元年度中の変化別割合	22.9	20.9	20.3	21.9	16.7	20.5	-
令和2年度中の変化別割合	13.7	17.5	14.9	12.2	7.4	3.8	-
令和3年度中の変化別割合	16.5	15.6	19.1	19.5	14.2	6.8	-

【全国】 変化別割合のうち、「重度化」の割合

(単位:%)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
令和元年度中の変化別割合	29.2	18.9	24.7	19.5	19.3	13.2	-
令和2年度中の変化別割合	19.8	14.5	17.4	14.2	12.0	6.5	-
令和3年度中の変化別割合	23.0	16.8	20.4	17.2	15.9	9.5	-